

て決定すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。岸本周平君。

○岸本委員 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び内容について御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明申し上げます。

特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法は平成十年に議員立法により成立し、現在、NPO法人の数は四万二千法人を超えるに至っております。

しかし、現行の認定法人はそのうちの約二百法人にすぎず、また、NPO法人の約七割が財政上の課題を抱えるなど、いまだ多くの課題を抱えている現状にあります。

本起草案は、このような現状にかんがみ、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するため、所要の法整備を行うものであります。

次に、本起草案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、NPO法人制度について、施行後十二年を経た運用実績を踏まえた見直しを行うこととあります。

まず、NPO法人の活動分野につきまして、新たに、観光や農山漁村等の振興を図る活動を加えるとともに、各所轄庁ごとに活動分野を条例で定めることができるようにしております。

次に、二以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人の認証事務を、内閣府にかえて、主たる事務所の所在する都道府県知事が行うこととしております。

さらに、認証制度の柔軟化及び簡素化を図るため、定款変更の際の届け出事項の拡大等の一連の改正を行うこととともに、NPO法人に対する信頼性向上のための措置を拡充するため、収支計算書を活動計算書に改めるとともに、所轄庁において閲覧に加えて謄写を可能にするなど、情

報開示を充実させることとしております。

第二に、NPO法人に対する寄附をより一層促進し、その財政基盤を確立させるため、新たな認定制度を創設するとともに、仮認定の制度を導入することとしております。

まず、認定事務を、国税庁長官にかえて、都道府県知事または指定都市の長が行うこととしております。また、認定基準を緩和し、パブリック・サポート・テストに関する従来の相対値基準に加えて、絶対値基準及び条例個別指定制度を導入しております。

次に、設立初期のNPO法人の活動を支援するため、設立後五年以内のNPO法人でパブリック・サポート・テスト要件以外の認定要件を満たすものは仮認定を受けることができることとしております。なお、この仮認定につきましては、附則において、施行後三年間は、設立後五年間を超えるNPO法人も受けることができることとしております。

なお、新たな認定制度のもとでの税制措置につきましては、平成二十三年度税制改正案に盛り込まれた現行の認定NPO法人と同様に、寄附金控除やみなし寄附金制度の適用が認められるものであります。

このほか、本案の施行期日は平成二十四年四月一日とするともに、認定制度や特定非営利活動法人という名称についての検討条項を設けております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○荒井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
本件について発言を求められておりますので、これを許します。遠山清彦君。

○遠山委員 おはようございます。公明党の遠山清彦でございます。

ただいま提出をされましたいわゆるNPO法改正案につきましては、我が党も私自身も賛成でございます。大変重要な改正案だと思っております。これまで努力された同僚議員の皆様には心から敬意を表したいと思います。

その上で、きょう、理事会の御配慮をいただきまして、十五分間いただきました。幾つか確認をさせていただきたい点がございます。きょう、それを簡潔にお伺いしたいと思っております。

まず一点目でございますが、NPO法人の認定、仮認定にかかわる審査期間の問題につきまして伺いたいと思っております。

実は、本法律案には、NPO法人の申請から認定を受けるまでの審査の期間については明示された規定がございません。NPOの関係者の方々に伺いますと、かつては認定に二年間ぐらいかかるというケースがありまして、率直に言って大変評判が悪かったということでございます。実は、政府の方で改善をさせていただきました。昨年、審査期間は六カ月以内を標準とする、こういう方針が定められて、ホームページ等で公表されているわけでございます。

一問目の質問は、今回の改正で、この六カ月以内という政府が既にホームページで公表している審査期間が盛り込まれておりません。そこで、確認の意味も込めて答弁を伺いたいと思いますが、今回の法改正の後、昨年以来改善されたこの六カ月というものを堅持されていくのか、その点も含めて御答弁いただきたいと思っております。

○岸本委員 遠山委員の御質問にお答えをしたいと思います。その前に、本件につきましては、超党派の議員連盟をもとに、同僚議員の皆様と一緒に法案の準備をさせていただきました。この場をおかりいたしまして、関係の同僚議員の皆様にはまず感謝を申し上げます。

その上で、ただいまの遠山先生の御質問でありますけれども、まず、本法律案の認定、仮認定の手続でありますけれども、一般論といたしまして、行政手続法の規定の適用対象となります。したがって、各所轄庁は、申請に対する標準処理期間を設定し、これを公にするように努めなければなりませんし、申請が到達いたしましたときには速やかに審査を開始しなければならぬという義務規定がございます。さらには、申請者の求めに応じて、審査の進行状況や見通しを提示するよう、これは努力規定でございますが、行政手続法の規定に沿って審査を行うこととなります。

したがって、申請が放置されるおそれは乏しいと考えております。
また、所轄庁は都道府県知事あるいは政令指定都市ということで、より現場に近い皆様でありますので、政府が出しました六カ月よりもさらにスピードアップが図られるものと期待しております。

なお、どうしても更新の際に認定がなくなる場合でありまして、所轄庁の審査が有効期間の満了に間に合わなかった場合、その場合は審査の終了まで引き続き認定の効力を継続させるという旨の条文を置いておりますので、御心配には至らないと存じます。

○遠山委員 ありがとうございます。
今の答弁で、六カ月以内を標準とするという運用上のガイドラインだと理解しますので、そういう方向で政府の方でもお取り計らいをいただきたいと思っております。

続きまして、再認定手続でございますが、これは今、国税庁におきまして、認定NPO法人の再認定の際は、行政側とNPO法人側の負担を減らすために、審査は原則書類審査で行うとされていると理解をしております。しかしながら、これも法律では明記されていないわけでございまして、この方針も運用上担保されると考えてよろしいでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○岸本委員 確かに、おっしゃいますとおり、有効期限五年でありますので、更新の手続が必要に

なります。その際に、今回、所轄庁の更新の審査は自治事務でございますので、その具体的な方法は、当然、当該自治体の判断によります。

しかしながら、パブリック・サポート・テストなどは、まさに数値基準でございます。その他の基準につきましても、五年間の認定期間中、現場に近い所轄庁がこれを満たしているかどうかについては随時確認を行うことができます。

いずれにしても、認定基準は基本的には客観的、形式的に規定されるものでありますから、提出書類に疑いがある等の事情が特段ない限りは、基本的に書面による審査で行われるものと理解しております。

○遠山委員 ありがとうございます。

続きまして、認定または仮認定の取り消しの規定に関連して、二点伺いたいと思います。

まず伺いたいのは、改正案の第四十七条の一号のイの規定を拝見いたしますと、もう時間がないので後段だけ引用いたしますが、取り消しの事由に当たるところでございますが、取り消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人または仮認定特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取り消しの日から五年を経過しないものという規定が置かれているわけでございます。

ここでちょっと不透明なのは、「業務を行う理事」という表現がございまして、こういう表現が存在するということは、業務を行わない理事も存在するという解釈になるわけでございます。この「業務を行う理事」の定義をもう少し明確にしたいでございますというNPO関係者の声がございしますが、この点について御答弁いただきたいと思

います。

○岸本委員 御指摘のとおり、「業務を行う理事」という規定がございすけれども、この規定は、公益認定法六条一号のイと全く同じ表現を使っております。

を行う理事」というような形に直させていただきますので、明確になったと思います。

すなわち、取り消し原因となったような事実に係る業務を行った理事というふうな公益認定法の方で解釈されておりますので、それと同じように、取り消し原因となった事実に係る業務を行った理事という趣旨で御理解をいただきたいと思

います。そのことを正確にするために「その」という言葉を入れましたので、以上から、法律の運用が恣意的になるということはないというふうに考えております。

○遠山委員 私も、けさ委員会室に來まして、机上に配付された法律案二十七ページの四十七条に手書きで「その」と書かれておりましたので、先ほど、これは大丈夫なのかと聞いたので、まだ提出されていませんからということ、きょうは質問してよかつたな、平仮名二文字を法律に入れることができたということ、岸本先生の御英断に感謝を申し上げたいと思います。これではつりしたと思

います。

それから、もう一つ指摘があります。

この四十七条を読みますと、四十七条と六十七条で言及されていて、欠格事由の規定があるんです。ところが、NPOの関係者の方とお話をしたら、こういう問題があるんですね。

つまり、取り消しの事由となった業務を行った理事がいたために、仮にここではNPO法人Aが取り消しになったと。ところが、NPOの世界では、同一の人物がNPO法人Aの理事と、半年後にNPO法人Bの理事も兼ねている場合があるわけですね。そうしますと、例えば、二〇一〇年一月一日に法人Aの理事にいたXさんという人が一年後に取り消しの事由の業務を行ったというこ

とでAが取り消しになる。ところが、このXさんは、実は法人Aの理事になった半年後に法人Bの理事にもなっていると。そうしますと、実は、この法律の六十七条の方を読みますと義務的取り消し規定というのがありまして、ある法人で取り消しの事由になったことにかかわった理事がいる場

合は、こつちの法人Bも自動的に認定が取り消されてしまう可能性があるという指摘がありまして、ちよつと解釈の余地が大きいという印象を私は持っております。

例えば、NPO法人Aで取り消しの事由に当た

る業務を行った理事Xさんがいた、その人は法人Bの理事もしていたんだけれども、法人Bの方は法人Aの中の話には一切関与していないという状況のときに、NPO法人Aが取り消されて、その業務を行っていた理事さんが自分の法人の理事をやっているとすることがわかつた段階で解任をす

るなり辞任をしていたという措置をとればNPO法人Bは別に取り消しの対象にならないというものが常識的な対応じゃないかと私は思うんです。そこは法律だけ読むとちよつと不明確なんです。この点について御答弁をお願いします。

○岸本委員 遠山委員の御指摘の御疑念は確かに理解できるところでありますので、答弁で明確にしたいと存じますけれども、まさに、今の例えで言いますと、義務的取り消しの対象になるわけであり

ます。

ただ、義務的な取り消しを行う場合でも、不利益処分でありますので、直ちに処分を行うということは通常ありません。基本的には、不利益処分というこ

とで、まず聴聞という手続を必ずとらなければなりません。これは行政手続法上の手続でござ

います。そこで欠格事由に該当する事実があるかどうかの確認をする期間がとられます。その際に、かなりの期間がございしますので、聴聞手続が行われる前にその法人として解任の手続をとっていた

ただ、この点については、認定取り消しの対象となることはないと存じます。

なお、最初の法人で争う場合も当然ありますね、そんなことはやっていません。そういう不服審査を行っていたり、あるいは、場合によって

は裁判を行っている場合は、これまた常識的に、所管庁の方でその状況を見守るということになります。す

○遠山委員 大変明快な御答弁をありがとうございます。これはしつかりガイドラインとして関係機関に周知をしていただきたいと思

います。

最後の質問になります

が、認定の基準及び欠格事由の規定に関して、認定を受けようとするNPO法人についてこ

ういう条件がついております。

政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを

行っていないということがNPO法人が認定を受けるとき

て、同様の趣旨が、平成十年二月五日、参議院の労働・社会政策委員会でも提案者から答弁をされているところがございます。

○遠山委員 それぞれ、大変明確になりました。心から感謝を申し上げます。私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○荒井委員長 これにて発言は終わりました。この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。玄葉国務大臣。

○玄葉国務大臣 衆議院議員岸本周平君外四名より御提案の特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案につきましては、政府としては異存はございません。

議案提案者を初め御尽力をされた議員の皆様から敬意を表したいと思っております。

以上です。

○荒井委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○荒井委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時二十分散会

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

「第六節 雑則(第四十四条―第四十五条) 目次中 第三章 税法上の特例(第四十六条・第四十六条の二)を

第四章 罰則(第四十七条―第五十条)

人及び仮認定特定非営利活動法人
法人(第四十四条―第五十七条)
動法人(第五十八条―第六十二条)
法人等の合併(第六十三条)
法人等の監督(第六十四条―第六十九条)
条・第七十一条

に改める。

十一条

第一条中「付与すること」の下に「並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること」を加える。

第二条第二項第二号ハ中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「仮認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第五条第一項中「収益」を「利益」に改める。

第九条第一項中「その」の下に「主たる」を、「知事」の下に「(その事務所が一の指定都市(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号 第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ)の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長)を加え、同条第二項を削る。

一部を次のように改正する。

「第三章 認定特定非営利活動法

第一節 認定特定非営利活動
第二節 仮認定特定非営利活動
第三節 認定特定非営利活動
第四節 認定特定非営利活動
第五章 税法上の特例(第七十
第六章 罰則(第七十二条―第七

第十三条第二項中「を添付した届出書を」及び次条の財産目録を添えて、その旨」に、「提出し」を「届け出」に改め、同条に次の一項を加える。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があつた日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

第十四条中「主たる」を削る。

第十四条の八の次に次の一条を加える。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

第十六条第二項を削る。

第二十條第四号中「除く」の下に「。第四十七条第一号ハにおいて同じ」を加える。

第二十三條第一項中「遅滞なく」の下に「、変更後の役員名簿を添えて」を加える。

第二十五条第三項中「第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)」並びに同項第八号及び第十四号に掲げる事項に係るもの(第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。)を除くを「第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員の数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。に改め、同条第四項中「するときは」の下に「、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより」を加え、「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同条第五項中「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同条第六項中「軽微な事項に係る定款の変更」を「定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。に改め、「ときは」の下に「、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより」を加え、「遅滞なく」の下に「、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて」を加え、同条に次の一項を加える。

第二十八條第一項中「内閣府令」を「都道府県又は指定都市の条例」に、「財産目録、貸借対照表及び収支計算書(次項、次条及び第四十三條第一項において「事業報告書等」という。並びに役員名簿を「計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿」に、「社員」を「前事業年度の末日における社員」に、「次項、次条及び第四十三條第一項において「役員名簿等」を「以下「事業報告書等」に、「主たる」を「その」に改め、同条第二項中「事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四條の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五條第一項の財産目録。次条第二項において同じ。)、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し(次条及び第四十三條第一項において「定款等」という。を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十條第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四條の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四條第五項において準用する第十條第一項第七号の事業計画書、第三十四條第五項において準用する第十條第一項第八号の活動予算書及び第三十五條第一項の財産目録。第三十條及び第四十五條第一項第五号イにおいて同じ。)

二 役員名簿

三 定款等

第二十八條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿並びに定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。を、その事務所に備え置かなければならない。

第二十九條の見出し中「及び公開」を削り、同条第一項中「内閣府令」を「都道府県又は指定都市の条例」に改め、「役員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があつた定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。を削り、同条第二項を削る。

第三十條を次のように改める。

(事業報告書等の公開)

第三十條 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去三年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第三十一條の十第一項中「その就任の日から二月以内に、少なくとも三回の」を「特定非営利活動法人が第三十一條第一項各号に掲げる事由によつて解散した後、遅滞なく」に改める。

第三十五條第一項中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、「主たる」を削る。

第三十九條第二項中「第十三條第二項」の下に「及び第十四條を加え、「前項を「前項」に改め、「ついで」の下に「第十三條第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれを加える。

第四十一條第一項中「特定非営利活動法人」の下に「(認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。を加え、同条第二項中「書面」の下に「、あらかじめ」を加える。

第四十三條第一項中「前条の」の下に「規定による」を加え、「第二十九條第一項を「第二十九條」に改め、「役員名簿等又は定款等」を削り、同条第二項中「前条の」及び「同条の」の下に「規定による」を加える。

第四十三條の二中「所轄庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察庁長官、都道府県知事である場合にあっては」及び「(次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。を削る。

第四十三條の三中「警察庁長官又は警察本部長」

を「監視總監又は道府県警察本部長」に改める。

第二章第六節を削る。

第五十條を第八十一條とする。

第四十九條第二号中「第十四條の下に」(第三十九條第二項において準用する場合を含む。を加え、同条第三号中「又は第二十五條第六項を、若しくは第二十五條第六項(これらの規定を第五十二條第一項(第六十二條において準用する場合を含む。の規定により読み替えて適用する場合を含む。又は第五十三條第一項第六十二條において準用する場合を含む。に改め、同条第四号中「第二十八條第一項の下に」若しくは第二項、第五十四條第一項(第六十二條(第六十三條第五項において準用する場合を含む。及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。又は第五十四條第二項から第四項まで(これらの規定を第六十二條において準用する場合を含む。を加え、同条第五号中「第二十九條第一項を「第二十五條第七項若しくは第二十九條(これらの規定を第五十二條第一項(第六十二條において準用する場合を含む。の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四十九條第四項(第五十一條第五項、第六十二條(第六十三條第五項において準用する場合を含む。及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。又は第五十二條第二項、第五十三條第四項若しくは第五十五條第一項若しくは第二項(これらの規定を第六十二條において準用する場合を含む。に改め、同条第十号中「第四十一條第一項」の下に「又は第六十四條第一項若しくは第二項を加え、「同項を「これらの項」に改め、同条を第八十條とする。

第四十八條中「特定非営利活動法人の代表者又はを法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人」に、「その特定非営利活動法人」を「その法人又は人」に、「前条を「前二條」に、「同条の刑を、各本条の罰金刑」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第四十八条を第七十九条とする。
第四十七条中「第四十二条の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかつた者

二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかつた者
七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第四十七条を第七十八条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。
第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の仮認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

処する。

第四章を第六章とする。

第四十六条の二中「特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するもの」として国税庁長官の認定を受けた場合において「を削り、「当該認定を受けた特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に、「同法を「租税特別措置法」に改め、第三章中同条を第七十一条とする。
第四十六条第一項中「昭和四十年法律第三十四号」を削り、同条を第七十条とする。
第三章を第四章とし、同章の次に次の一章を加える。

第五章 雑則

(情報の提供)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、認定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。
(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があるとき、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧、第十二条第三項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第十三条第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)

の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項第六十七條第四項において準用する場合を含む。)の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項及び第六十七條第四項において準用する場合を含む。))の規定による通知及び第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項及び第六十七條第四項において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十一条第三項第五項において準用する場合を含む。及び第六十三条第五項出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。
(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並び

に同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。))の規定による閲覧、第五十二条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による閲覧、第五十四条第一項(第六十二条第六十三條第五項において準用する場合を含む。及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。))の規定による備置き、第五十四条第二項から第四項まで(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第五項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。
(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。
第二章の次に次の一章を加える。

第三章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人(認定)

第四十四条 認定特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合す

る特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿、各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（①に掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（②に掲げる金額内

閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあつては、②及び③に掲げる金額の合計額をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

(1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額（第四号二において「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(3)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ

実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計

を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められてゐるもの（その条例を制定した道府県、都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に係らない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

(1) 会員等

(2) 特定の団体の構成員

(3) 特定の職域に属する者

(4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

二 その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二

十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他の不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準(当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の仮認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。)に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)
第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)
第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があつた日以前一年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにし、若しくは刑法第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにし、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受けることにし、若しくはこれらの違反行為をし、若しくはこれらに罰金を定め、規定に違反したことにし、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の仮認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は

法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされていゝるもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)
第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第一号二及び第六号に規定する事由
警視總監又は道府県警察本部長
二 前条第四号及び第五号に規定する事由
国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長(以下「国税庁長官等」という。)

(認定の通知等)
第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称
二 代表者の氏名
三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間
五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都

道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外」の関係知事という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録、第五十二条第四項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

（名称等の使用制限）

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（認定の有効期間及びその更新）

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日）の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として認定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前日から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第四十四条第二項第一号に係る部分を除く。及び第三項、第四十五条第一項（第三号口、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）、及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所

轄庁以外の関係知事）」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

該都道府県の知事に通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たな事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿
二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

4 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ。)を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び使途並びにその予定日(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日)を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

5 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類、第三項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)
第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同じ。)に提出しなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項又は第四項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)
第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類若しくは同条第四項の書類(過去三年

間)に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき、第五十一条第四項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき。

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき)。

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 仮認定特定非営利活動法人

(仮認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であつて新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項第一号に係る部分を除く。及び第三項の規定は、前項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。

る。この場合において、同条第三項中「五年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年)」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(仮認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の仮認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の仮認定をするものとする。

一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日(当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあつては当該特定非営利活動法人又はその合併によつて消滅した各特定非営利活動法人の設立の日)のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によつて設立した特定非営利活動法人である場合にあつてはその合併によつて消滅した各特定非営利活動法人の設立の日)のうち最も早い日)から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の仮認定を受けたことがないこと。

(仮認定の有効期間)
第六十条 第五十八条第一項の仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して三年とする。

(仮認定の失効)
第六十一条 仮認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の仮認定は、その効力を失う。

一 第五十八条第一項の仮認定の有効期間が経過したとき。

二 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三

条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき)。

三 仮認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 仮認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)
第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第三項及び第四項中「三年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立した特定非営利活動法人は、その合併によつて消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人であるものを除く。)と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立した特定非営利活動法人は、その合併によつて消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする仮

認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならぬ。
4 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によつて消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八條第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督
(報告及び検査)
第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人以下認定特定非営利活動法人等(以下「が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがある」と認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の

処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあるとき
は、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがある、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。)に提示させなければならない。
4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなつた場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。
(勧告、命令等)
第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をするることができる。
2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(第一号にあつては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項

若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
一 第四十七条第一号二又は第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等
(その他の事業の停止)
第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
(認定又は仮認定の取消し)
第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。
一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。
二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わなかつたとき。
四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があつたとき。
2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。
一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなく

若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
一 第四十七条第一号二又は第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等
(その他の事業の停止)
第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
(認定又は仮認定の取消し)
第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。
一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。
二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わなかつたとき。
四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があつたとき。
2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。
一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなく

なつたとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第五項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。

前二項の規定は、第五十八条第一項の仮認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、新又は第六十三条第一項の認定」と読み替えるものとする。

第四十三條第三項及び第四項、第四十九條第一項から第三項まで並びに第六十五條第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九條において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による仮認定の取消し（同条において「仮認定の取消し」という。）について準用する。

(所轄庁への意見等)

六十八條 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五條第四項の規定による命令に従わなかつた場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適當な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができ。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七

条第一号二又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非常利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に對し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができ

(所轄庁への指示)

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは仮認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

別表中第十七号を第十九号とし、第四号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 観光の振興を図る活動

五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
別表に次の一号を加える。

二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として
都道府県又は指定都市の条例で定める活動

附則

(施行期日)

第一条 この

施行する。

ら、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日(いずれか遅い日)から施行する。

(旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置)

いう。)の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁(次項において「旧所轄庁」という。)に対してされた申請等(申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。)は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新特定非営利活動促進法」という。)第九条の所轄庁(同項において「新所轄庁」という。)に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁

となる都道府県の知事又は指定

法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)の長に對し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非常利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付する

とされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

(役員名簿に関する経過措置)

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初

更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非常利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

(定款の変更に関する経過措置)

第五條 新特定非営利活動促進法第二十五條第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五條第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

(事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置)

第六條 新特定非營利活動促進法

項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動

得税については、なお従前の例による。

6 個人が平成二十四年以後の各年において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新認定特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第四十一条の十八の二の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

7 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税(次項に規定する事業年度分の法人税を除く。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

8 旧認定特定非営利活動法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十六条第一項」とあるのは「第七十条第一項」と、「同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合(租税特別措置法昭和三十三年法律第二十六号)第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。」とあるのは「同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第十條第八項租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)」の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九條(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特別)に規定する認定特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。」が」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人が」とする。

9 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定は、法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項及び次項において同じ。の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

10 法人が施行日以後に終了する事業年度において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新認定特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「をいう。」とあるのは「をいい、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第十條第四項(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)に規定する旧認定特定非営利活動法人を含む。」と、「同条第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項」とする。

11 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定を取り消された法人について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項に規定する認定を取り消された法人については、なお従前の例による。

12 施行日以後に第三項の規定に基づきなお従前の例により認定を取り消された法人については、旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項から第十一項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第九項中「第三項」とあるのは、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第九條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項」とする。

13 新租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に終了する連結事業年度において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新認定特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「をいう。」とあるのは「をいい、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第十條第四項(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)に規定する旧認定特定非営利活動法人を含む。」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

15 新租税特別措置法第七十条第十項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

16 施行日以後に相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を新租税特別措置法第七十条第一項に規定する申告書の提出期限までに旧認定特定非営利活動法人に對し、当該旧認定特定非営利活動法人の行う新認定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)をする場合には、当該旧認定特定非営利活動法人を同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第七十条第十項の規定を適用する。

(地方税法の一部改正)
第十一条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。
第四十五条の二第二項及び第三百七十七條の二第一項中「租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人」を「特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する仮認定特定非営利活動法人」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「新地方税法」という。)第四十五条の二の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第十條第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三十七條の二第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

3 旧認定特定非営利活動法人については、新認定特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第四十五条の二の規定を適用する。

4 新地方税法第三百七十七條の二の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
5 附則第十條第六項の規定によりみなして適用

する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三百四十四条の七第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

6 旧認定特定非営利活動法人については、新特

定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第三百四十四条の二の規定を適用する。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項を次のように改める。

一 削除

別表第二の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 指定都市の長
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 指定都市の長
特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の項中「第四十一条第二項」の下に「並びに第六十四条第三項及び第五項」を加える。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改める。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十七条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第一条第二号中「第二条、第七条」を「第二条」に改め、「第九十六条」を削る。

附則第九十六条を次のように改める。

第九十六条 削除

(政令への委任)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

特定非営利活動の一層の健全な発展を図り活力ある社会を実現するため、特定非営利活動法人の認証制度について、その活動分野を拡大し、二以上の都道府県に事務所を設置する特定非営利活動法人の所轄府を都道府県知事とし、また、認証制度の柔軟化及び簡素化並びに特定非営利活動法人に対する信頼性向上のための措置を拡充するとともに、特定非営利活動に対する寄附を促進して特定非営利活動法人の財政基盤を確立する観点から、現行の国税庁長官による全国一律の認定制度を改め、地域に根差した公益の増進に資する特定非営利活動法人を、都道府県知事又は指定都市の長が、地域の実情に応じて認定する制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込額は、平年度約三千万円である。

平成二十三年六月十三日印刷

平成二十三年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C